

宮崎情報ハイウェイ 2 1 使用許可事務取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、宮崎情報ハイウェイ 2 1 運営要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、宮崎情報ハイウェイ 2 1（以下「ハイウェイ 2 1」という。）の使用許可に関する事務手続、接続仕様について必要な事項を定める。

第 2 使用許可の手続き

使用許可の申請から使用許可に至る事務手続は、以下のとおりとする。

- (1) ハイウェイ 2 1 使用許可申請書及び添付書類の作成
- (2) 県との事前協議（申請者から県）
- (3) ハイウェイ 2 1 使用許可申請書の提出（申請者から県）
- (4) 内容の審査（県）
- (5) 使用許可（県から申請者）

第 3 使用許可申請書及び添付書類の作成について（新規）

- (1) 申請に必要な書類は、ハイウェイ 2 1 使用許可（更新）申請書（以下「使用許可（更新）申請書」という。）（様式第 1 - 1 号）及び添付書類とする。
- (2) 添付書類は、設置機器等明細書（様式第 1 - 2 号）及び構築システム説明書（様式第 1 - 3 号）その他参考書類とする。参考書類は、必要に応じて提出する。
- (3) 申請書記載における留意点

接続 A P

使用する接続 A P の名称をすべて記入すること。接続 A P は下記参照。

使用の目的及び使用を必要とする理由

できるだけ具体的に記入すること。

使用の期間

使用の期間は、1 ~ 3 年の間で記入すること。但し、使用の期間が 1 年を超える場合は、その理由を記入すること。

A P の名称	所在地
宮崎 A P	宮崎市橘通東 2 丁目 1 0 番 1 号
都城 A P	都城市北原町 2 4 の 2 1
延岡 A P	延岡市愛宕町 2 の 1 5
日南 A P	日南市大字戸高 1 の 1 2 の 1
小林 A P	小林市大字細野 3 6 7 の 2
日向 A P	日向市中町 2 の 1 4
高鍋 A P	児湯郡高鍋町大字北高鍋 3 8 7 0 の 1
西臼杵 A P	西臼杵郡高千穂町大字三田井 2 2

第4 使用変更許可申請書及び添付書類について（変更）

- (1) 使用者が既に許可を受けた目的の範囲内で機器増設や接続仕様等の変更を行う場合には、ハイウェイ21使用変更許可申請書（以下「使用変更許可申請書」という。）（様式第2号）及び添付書類を提出すること。
使用変更許可申請書には、許可内容の変更が明らかになるように変更する設置機器、システム、接続仕様等を具体的に記入すること。
- (2) 添付書類は、県との協議の中で必要に応じて提出すること。
- (3) その他変更許可の手続きについては、第2使用許可の手続きを準用すること。

第5 事前協議について

申請者は、申請を行う前に必ず使用許可申請書に必要事項を記載の上、ハイウェイ21との接続に係る技術的な整合性や構築するシステム及びネットワーク等について、宮崎情報ハイウェイ21ネットワークオペレーションセンタと協議しなければならない。

第6 使用許可申請書及び添付書類の提出先

宮崎情報ハイウェイ21ネットワークオペレーションセンタ
住 所： 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
電 話： 0985-26-0029

第7 内容の審査

審査は、要綱における関係規定の適合性のほか、ハイウェイ21と接続するために必要な申請者の技術力の有無等を勘案しながら行う。

但し、各APにおける機器設置スペースの制限等により、使用が許可されない場合があるので、あらかじめ留意すること。

第8 使用許可

- (1) 使用許可書の交付
ハイウェイ21の使用許可をする場合には、ハイウェイ21使用許可（更新）書（様式第3号）を交付する。
- (2) 使用変更許可書の交付
ハイウェイ21の使用について、設置機器、システム、接続仕様等の変更を許可する場合は、ハイウェイ21使用変更許可書（様式第4号）を交付する。
- (3) 使用許可の期間
使用許可の期間は、1年以内とする。但し、特に知事が必要と認める場合は、使用許可の期間を3年以内とすることができる。
新規の許可を年度途中において行う場合は、その終期は年度末日まで（使用許可期間が3年以内の場合は、許可の日から3年以内の年度末日まで）とする。
すなわち年度途中の許可については、その期間が半年又は2年半等となることがある。

第9 使用料

ハイウェイ21の県内回線の使用は無料とする。但し、下記に定める使用料は負担しなければならない。

1 使用料の額

使用料の額（年額）は、次の（1）から（3）に掲げる項目の金額を合算したものとす。

（1） 建物使用料

県庁舎にある各APに機器を設置する場合には、建物使用料（年額）として設置する機器1台あたり1,000円とする。

（2） 電気料

消費電力1kw当たりの電気料の額（年額）に設置機器の消費電力の値を乗じた額とする。

設置する機器の消費電力1kw当たり年額140,131円

消費電力は、設置機器の定格出力の値とする。

* 算定方法（例） 定格出力が15wの機器の年額電気料

140,131円×0.015kw=2,101円（年額）

（3） （1）（2）に係る消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方消費税相当額課税額

2 使用料の日数計算

使用料の計算は、別に定めがあるものを除くほか、次の方法によるものとする。

（1） 1年に満たない使用許可にあっては、月割計算とすること。

（2） 1月に満たない使用許可にあっては、日数による日割計算とすること。

（3） うるう年に係る1年の日数は、365日として計算すること。

（4） 1月は、30日として計算すること。

3 建物使用料の減免基準

建物使用料は、財産に関する条例（昭和39年宮崎県条例第8号）第7条において準用する同条例第5条の規定により、使用許可の相手方及び使用目的により減額又は免除できるとされているが、その基準は、別表「宮崎情報ハイウェイ21の建物使用料の減免基準」の規定により行うものとする。但し、電気料は減額又は免除の対象とならないので留意すること。

4 使用料の納付

（1） 使用料の納入期限

使用料の納入期限は、原則としてその会計年度の4月30日とする。但し、使用許可が会計年度の途中になされた場合は、納入義務の発生の日から（許可の日）起算して15日以内の日を指定期日（納入期限）とする。

数箇年度にわたる使用許可にあっては、各会計年度ごとにその年度に係る使用料額を調定し、その会計年度の4月30日を納入期限とする。

(2) 使用料の納付

使用者は、使用料を知事の発行する納入通知書により、指定期日（納入期限）までに納付すること。なお、原則として納付した使用料は、返還しないので留意すること。但し、使用者の責めに帰すことができない事由により、使用の許可を取り消されたときは、この限りでない。

第10 使用許可更新

- (1) 使用者は、同一の許可内容及び条件（建物使用料及び電気料の金額は除く。）で引き続き使用する場合（許可更新）は、当該許可満了の15日前までに使用許可（更新）申請書を知事に提出すること。
- (2) 使用許可更新の申請は、新規の使用許可申請を準用すること。

第11 情報公開

- (1) 使用許可を受けた者は、原則として利用内容等の情報を県のホームページ等で公開することに承諾しなければならない。
- (2) 使用者は、公開を承諾するためにハイウェイ2.1使用許可に係る情報公開承諾書（様式第5号）を提出しなければならない。

第12 接続仕様について

(1) 接続点

アクセスポイント（第3（3）のAPの名称及び所在地を参照）

(2) 接続インタフェース

イーサネット（ATMハブ又はMPLSルータに収容）

ア 方式 10BASE-T、100BASE-TX

イ 接続ケーブル種類 UTPケーブル（カテゴリ5）

ウ コネクタ形状 RJ45

ATMインタフェース（ATMスイッチに収容）

ア 方式 ATM（STM-1/OC-3）

イ 接続ケーブル種類 SMF/MMF光ファイバ

ウ コネクタ形状 SCコネクタ

(3) 接続インタフェースに関する注意事項

接続インタフェースは、原則として1申請者・1接続点ごとに1インタフェースまで可能とする。複数のインタフェースを希望する場合は、別途協議する。

接続に必要な電気通信事業者の回線サービスや設置する電気通信機器の使用料等は、使用者の負担とする。

(4) 設置機器の条件

ハイウェイ21に接続するために各APに持ち込む機器の条件は、次のとおりとする。

19インチラックに搭載可能であること。

電源は、一般商用AC100V対応であること。

消費電力は、持ち込み機器全体で5A以内であること。

コンセントの形状は、平行2極又は平行2極アース付であること。

機器は、その設置者(使用者)がわかるような表示をすること

(5) 責任分界点

ハイウェイ21と使用者との責任分界点は、ハイウェイ21が用意するインターフェースとし、インターフェースに接続するケーブルから使用者側は、自らの責任において管理すること。

第13 連絡体制

県から使用者への連絡は、原則として設置機器等明細書(様式第1-2号)に記載されたシステム管理者にメールにて行う。

また、使用者は、システム管理者又は事務担当者の氏名、連絡先、メールアドレス等及び使用団体名の住所、名称及び連絡先などに変更があった場合は、県及びネットワークオペレーションセンタに速やかに報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成14年 8月 21日から施行する。

(別表)

宮崎情報ハイウェイ 2 1 の建物使用料の減免基準

事 案	減免率
1 公共団体及び公共的団体その他の者において県の事務又は事業に直接関連のある公益を目的とした事務、事業の用に直接するために使用するとき。 〔法令に基づき設立している団体及び法令等に基づき県が援助するものとされている団体又は補助金を毎年交付されている団体が使用するとき〕	5/10以内
2 公の学術調査、研究、施策等の普及宣伝その他の公共目的のために行われる事業の用に供するために1年以内使用するとき。	10/10以内

* 機器設置に伴う電気料は、減額又は免除にならないので留意すること。

- ・「公共団体」とは、法令の規定に基づきその存立の目的を与えられている法人で、目的が公共性を持ち、かつ、一般的には公権力行使の機能があり、目的遂行が義務づけられている法人をいい、道路公社、土地開発公社、土地改良区などの法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる法人がこれに該当する。
- ・「公共的団体」とは、農業協同組合、森林組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、日本赤十字社、交通安全協会等の社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育協会、青少年育成会等の文化事業団体又は町村会、土木振興会等の行政 関連団体など公共的な活動を営むものをいい、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。